

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1406号から第1424号まで)

平成29年8月25日

横情審答申第1406号から第1424号まで

平成29年8月25日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年6月1日建建情第230号、平成28年11月18日建建情第908号、平成28年11月18日建建情第909号、平成28年11月22日建建情第913号、平成28年11月22日建建情第914号、平成28年11月22日建建情第915号、平成28年11月22日建建情第916号、平成29年1月6日建建情第1129号、平成29年1月13日建建情第1163号、平成29年2月3日建建情第1281号、平成29年2月17日建建情第1348号、平成29年3月2日建建情第1408号及び平成29年3月16日建建情第1474号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データ（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真（H22.12.10・H20.10.21撮影）は現場調査の際に記録として撮影したものである・・・と通知書の送付がある。相談課と前審査課に上述日時の写真の閲覧と視聴を請求し、その事象完了後、CDによる交付を求める。念を押すが紙面にコピーしたものは不可とする。）」ほかの一部開示決定及び非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データ（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真（H22.12.10・H20.10.21撮影）は現場調査の際に記録として撮影したものである・・・と通知書の送付がある。相談課と前審査課に上述日時の写真の閲覧と視聴を請求し、その事象完了後、CDによる交付を求める。念を押すが紙面にコピーしたものは不可とする。）」ほかの別表2に示す19件の行政文書それぞれについて一部開示及び非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データ（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真（H22.12.10・H20.10.21撮影）は現場調査の際に記録として撮影したものである・・・と通知書の送付がある。相談課と前審査課に上述日時の写真の閲覧と視聴を請求し、その事象完了後、CDによる交付を求める。念を押すが紙面にコピーしたものは不可とする。）」ほかの別表2に示す行政文書の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、別表3に示す日付で行った14件の一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）及び5件の非開示決定（以下「本件非開示決定」という。本件一部開示決定及び本件非開示決定を総称して、以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。なお、本件審査請求は19件の審査請求からなり、それぞれの諮問件名は、別表1のとおりである。

3 実施機関の一部開示及び非開示理由説明要旨

- (1) 本件一部開示決定を行った文書（以下「文書1」という。）は、いずれも現地調査の写真を印刷したものであり、同一の文書である。このうち、写真上の車のナンバープレートについては、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に規定する個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるため非開示とした。
- (2) 本件非開示決定を行った文書のうち2件は、平成20年10月21日に行った旭区白根

特定番地に係る現地調査（以下「本件現地調査」という。）に係る写真の電磁的記録（以下「文書2」という。また、写真の電磁的記録を以下「写真データ」という。）である。同じく非開示決定を行った文書のうち2件は、写真データの印刷日時の分かる文書及び写真データの印刷日の時刻が分かる文書（以下「文書3」という。）である。同じく非開示決定を行った文書のうち1件は、写真データの消去日の時刻が分かる文書（以下「文書4」という。）である。さらに同じく非開示決定を行った文書のうち1件は、写真データを印刷後、消去したことが条例に適合しているという根拠文書（以下「文書5」という。文書1から文書5までを総称して、以下「本件審査請求文書」という。）である。これらに関しては、紙面に印刷する際に印刷した日時を記録する運用はしていない。また、紙に印刷したものを保存期間1年の行政文書として用いており、不要となった写真データは横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号。以下「文書取扱規程」という。）に則り保存期間1年未満の文書として取り扱っているため、写真データを消去する際に消去した職員及び日時は記録していない。さらに、写真データの消去にあたっては、文書による決裁処理を行っていない。

よって、文書3から文書5までの写真データの印刷、消去に関する文書については、文書での記録等を行っておらず、開示請求の対象となる行政文書を作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象行政文書の全部を開示するよう求める。正当な写真或は正当に印刷された写真の全部開示を求める。
- (2) 文書1に関連して、実施機関から「建築情報課より、旭区白根特定番地に関する資料を、平成20年10月22日14:10分に引き継いだ。写真は紙に印刷されていた。」と言明した文書回答があった。
- (3) 文書1に関連して、実施機関は「平成20年10月10日に「建築相談票・引継票」を作成し、写真絵と共に平成20年10月22日午後1時10分に建築審査課検査係に引き継いだ。と虚偽被写体の写真絵を繰り返し開示」した。
- (4) 文書2について、当初から文書は無いにも関わらず、実施機関は今般も「電子デ

一夕は紙面に印刷したあとは、不要となるため消去している。」と虚言を謳っているが、偽造写真に基づき開示をされればよいことで、非開示などと隠ぺいすべき理由はない。

- (5) 文書3について、実施機関は弁明書で作成していると論じているにも関わらず、作成していない、保有していないなどとの矛盾した虚言で凌ごうとしていることに整合性は全くなく出鱈目行政でなおかつ、土地を搾取した行政犯罪と共に、審査請求人に膨大な訴訟上の損害を与えている。
- (6) 文書4について、平成20年10月21日に撮影したものは実施機関の虚言だから写真は無いにも関わらず、紙面に写した後は消去したとの弁明に対し、消去した日及び時刻の開示を求めたにも関わらず、実施機関は作成していない、保有していないなどとの虚言を言っている。現地確認の事務遂行を懈怠し、他の機関が持ってきた写真で写したと言えばよい、と考えている。
- (7) 文書5について、実施機関は本件現地調査の際に写真撮影を行ったと説明しているが、平成20年10月21日には写真撮影を行っていない。実施機関は旭土木事務所職員が道路敷を9月に写した写真を、当日に写したと虚偽を隠ぺいする必要があり、「印刷した写真上の車のナンバープレート」を黒塗りにし隠ぺいしている。何が個人情報だ。家屋を写された上に請求人がいる、写されているのは個人情報ではないのか、と考えている。
- (8) 文書5について、実施機関が平成20年10月21日に現地確認し写真を写したと弁明したものについて、その写真と消去した経緯が判る処理簿の開示を求めると共に、処理が適正かどうかの根拠文書等について開示請求しているにも関わらず、実施機関は非開示決定にし、処理模様が判らないことにし、写真が有った事実も合わせ隠ぺいされたので、実施機関が違反の無い請求人宅に対し、違反をしていると貶め、写真を写したなどと虚偽資料を作成している、と考えている。

5 審査会の判断

(1) 建築相談に係る現地調査事務について

ア 横浜市では、市民から建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部建築情報課（当時。現在の建築局建築指導部情報相談課。以下「建築情報課」という。）で資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影する。

その後それらの調査結果を基に、建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうか確認している。調査の結果、建築基準法に違反する疑いがある場合、建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課（当時。現在の建築局建築指導部建築指導課。）に提供して相談案件を引き継ぎ、同課では初期指導を行っている。

イ 現地調査の際に撮影した写真の記録は、紙面に印刷したものを行政文書として保存している。平成23年度までは、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「規則」という。）第10条第4項の規定に基づき制定する行政文書分類表（以下「文書分類表」という。）により、軽易な行政文書として保存期間は1年で運用していたが、平成24年度からは、同分類表により「建築及び開発に関する相談関係書類（1年）」としている。

ウ 建築情報課は、平成20年10月10日に旭区旭土木事務所から旭区白根特定番地について相談を受け、平成20年10月21日に本件現地調査を行った際、写真を撮影した。

(2) 本件審査請求文書について

文書1は、本件現地調査で撮影した写真データ（以下「本件写真データ」という。）を基に印刷した文書であり、14件はいずれも同一の文書である。実施機関は、当該文書に写された車のナンバープレートについて、個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2項第2号に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示としたと説明している。

文書2は、本件写真データであり、文書3は、本件写真データの印刷日時及び時刻が分かる文書、文書4は、本件写真データの消去日時が分かる文書、そして文書5は、本件写真データの消去に係る根拠文書である。

実施機関は、文書2については、印刷をした後に消去していると説明しており、文書3から文書5までについては、当該文書を作成しておらず、保有していないと説明している。

(3) 本件処分に係る実施機関からの説明

ア 本件処分に係る状況について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

イ 文書1は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1365号（平成28年12月

7日)における「平成20年10月10日に旭土木事務所から旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書」のうち本件写真データを印刷した文書と同一の文書である。当該答申では、当該文書について条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は妥当であると結論づけている。

ウ 文書2は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1363号(平成28年12月7日。答申第1363号及び答申第1365号を総称して、以下「先例答申」という。)における対象行政文書と同一の文書である。当該答申では、当該文書を保有していないとして非開示とした決定は妥当であると結論づけている。

エ 本件審査請求における対象行政文書は、先例答申における対象行政文書と重複しており、実施機関は先例答申と同様の説明を行っている。

なお、念のため、現時点における状況について調査したところ、次のとおりであった。

(ア) 文書1については、該当箇所について公表されたことがあるか等その後の事情の変化を現時点において調査したが、先例答申における判断から事情の変化はなく、一部開示とした。

(イ) 文書2については、本件写真データについて保有しているか否かを念のため現時点において調査したが、当該データは保有していない。

(ウ) 文書3から文書5までについても改めて調査したが、これらの記録についても作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

オ 本件写真データは規則第10条第2項で定める文書のうち「局区内部の軽易な検討文書及び事務連絡文書」に該当し、保存期間は1年未満の文書である。紙面に印刷した後は不要となるため、本件写真データは規則第13条第1項及び第2項に基づき、事務処理上不要となった時点で廃棄している。

カ さらに、文書1に関して、審査請求人が主張する具体的な日時を明示した文書回答とは、本件写真データを含む引継文書を示すと考えられる。旭区旭土木事務所から旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した建築相談票・引継票(以下「本件建築相談票」という。)を調査したが、審査請求人が主張する平成20年10月22日14時10分すなわち午後2時10分あるいは午後1時10分に引き継いだという記載は確認できなかった。

(4) 文書1の条例第7条第2項第2号の該当性について

文書1は、先例答申における対象行政文書に含まれる文書であり、当審査会が確認したところ、実施機関に確認した内容も含めて現時点において先例答申における判断を覆すような事情の変化は認められない。したがって、条例第7条第2項第2号に該当するとして、実施機関が文書1のうち、写真上の車のナンバープレートを非開示とした判断は、先例答申における判断と同様であり、是認できる。

(5) 文書2から文書5までの不存在について

ア 文書2は、先例答申における実施機関の写真データの取扱についての説明に特段不自然な点はなく、特段の事情の変化も認められないことから、紙面で作成した報告資料を行政文書として保存しており、紙面に印刷した後に本件写真データを消去しているという実施機関の主張については、先例答申における判断と同様であり、是認できる。

イ 文書3について、次に検討する。

(ア) 実施機関は、個別文書を印刷する際に、日時について記録する運用はしていないと説明している。

(イ) 実施機関からの説明も踏まえて当審査会が確認したところ、規則さらには、文書取扱規程においても、個別文書の印刷日時について記録しなければならないとの記載は確認できなかった。

また、実施機関が実際に行う事務処理は、現地調査後に資料を作成し、相談案件を引き継ぐというものであり、個別の文書の印刷日時について記録しなければならないとする特段の事情は認められない。

このことから、文書3についての実施機関の説明は不自然とはいえず、是認できる。

ウ 文書4について、次に検討する。

(ア) 規則第10条第2項において、「行政文書の保存期間は30年、10年、・・・1年又は1年未満とし、その基準は別表のとおりとする。」と規定されている。

また、規則第13条第1項において、「課等の長は、・・・保存期間を経過したもののうち、次に掲げる行政文書以外の行政文書を当該局区の長の決裁を得て廃棄するものとする。」と規定され、さらに同条第2項において、「前項の規定にかかわらず、保存期間が1年未満の行政文書の廃棄については、事務処理上不要となった時点で行うものとする。」と規定されている。

(イ) 当審査会が確認したところ、本件写真データが保存期間1年未満の文書に該

当するという説明は、規則における基準からも不合理とはいえない。

また、本件写真データの取扱は、通常の現地調査と引継資料の作成における記録写真に係る事務を想定しても、不自然ではない。

エ 文書5について、次に検討する。

(ア) 条例第33条第2項では、「実施機関は、規則等で定めるところにより、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。」と定められている。このため、規則では、実施機関における行政文書の作成、取得、分類、記録、整理、保存及び廃棄等について規定されており、一般の閲覧に供されている。

(イ) 審査請求人が求める「条例に適用しているという根拠文書」について、審査請求人が一般の閲覧に供している同規則を請求しているのか、根拠となる個別文書を請求しているのか判然としない部分はあるが、仮に前者とした場合は、規則第13条第1項及び第2項において保存期間が1年未満の行政文書の廃棄について規定がされており、当該規則は、一般の閲覧に供する文書である。そのため、条例第17条第3項により、市立図書館その他これに類する市の施設において閲覧等ができる文書に本条例は適用せず、開示請求の対象とは解されない。また、後者とした場合は、前述のとおり、「事務処理上不要となった時点で廃棄を行うものとする」という当該規則に基づく事務取扱であり、個別文書による事務決裁処理は行っていないため当該文書について、作成しておらず、保有していないという実施機関の説明は不自然とはいえない。

オ したがって、実施機関が文書2から文書5までについて、条例第2条第2項に規定する行政文書が存在していないため非開示とした判断は、是認できる。

カ なお、審査請求人は実施機関から具体的な日時と引き継いだという内容を含む文書回答があったと主張しており、当審査会においても、本件写真データを含む引継文書である本件建築相談票を見分した。見分の結果、用途地域等を記載した資料等において、具体的な日時の記載を確認したが、審査請求人が示した年月日及び日時と一致する記載は見受けられなかった。

(6) その他

審査請求人は、先例答申と重複する内容である文書1について、約半年の間に少なくとも7回の開示請求さらには審査請求を繰り返している。

審査請求人は、事情の変化が無いにもかかわらず同じ文書について繰り返し請

求を行っているが、このようなことは結果として実施機関の業務遂行の停滞を招いているといえる。審査請求人においては、情報公開制度の趣旨を踏まえた適正な利用を望むものである。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が文書1を一部開示とした決定及び文書2から文書5までを非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

別表1 諮問件名一覧

答申番号	諮問件名
第1406号	「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データ（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真（H22.12.10・H20.10.21撮影）は現場調査の際に記録として撮影したものである・・・と通知書の送付がある。相談課と前審査課に上述日時の写真の閲覧と視聴を請求し、その事象完了後、CDによる交付を求める。念を押すが紙面にコピーしたものは不可とする。）」の非開示決定に対する審査請求の諮問
第1407号	「（建建情第230号）横浜市長の弁明書1及び2（2）項関連、紙面に印刷したと弁明された印刷日時」の非開示決定に対する審査請求の諮問
第1408号	「横浜市長の弁明書（建建情第230号）1及び2（2）項関連、紙面に印刷し消去されたとあるが、誰が消去されたのか。消去日及び印刷日の時刻の開示を求める。」の非開示決定に対する審査請求の諮問
第1409号	「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）」の一部開示決定に対する審査請求の諮問
第1410号	「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）」の一部開示決定に対する審査請求の諮問
第1411号	「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）」の一部開示決定に対する審査請求の諮問
第1412号	「（1）横浜市長の弁明書（建建情第230号）1及び2（2）項関連、紙面に印刷後に消去したとある。建建審第113号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成20年10月22日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』と回答が有る。横浜市長が ③紙面に印刷後、消去したことが条例に適合していると言う根拠文書。 （2）横浜市長の弁明書（建建情第230号）1及び2（2）項関連、写さないから最初から保有していなかったにもかかわらず、紙面に印刷後写真は消去したとある。 ②紙面に印刷後、消去したことが条例に適合していると言う根拠文書。」の非開示決定に対する審査請求の諮問
第1413号	「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）」の一部開示決定に対する審査請求の諮問
第1414号	「実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第758号（平成28年10月21日）の第1項(2)市民からの相談に係る事務について、市民から建築基準法に基づく特定地番の・・・現場で写真を撮影します。の写真一式の写し（旭区白根特定番地所在の建築物について、建築基準法に違反する疑いがあるかどうかを調査した際に撮影した写真（紙に印刷したものではない））」の非開示決定に対する審査請求の諮問
第1415号	「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し

	(平成20年10月21日撮影)」の一部開示決定に対する審査請求の諮問
第1416号 及び 第1417号	「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）」の2件の一部開示決定に対する審査請求の諮問
第1418号 から第1422 号まで	「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）」の5件の一部開示決定に対する審査請求の諮問
第1423号及 び第1424号	「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）」の2件の一部開示決定に対する審査請求の諮問

別表2 本件審査請求文書

答申番号	分類	決定	本件審査請求文書
第1409号	文書1	一部開示	建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）
第1410号	文書1	一部開示	建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）
第1411号	文書1	一部開示	建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）
第1413号	文書1	一部開示	建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）
第1415号	文書1	一部開示	建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）
第1416号及 び第1417号	文書1	一部開示	建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）
第1418号か ら第1422号 まで	文書1	一部開示	建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）
第1423号及 び第1424号	文書1	一部開示	建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）
第1406号	文書2	非開示	平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データ（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真（H22.12.10・H20.10.21撮影）は現場調査の際に記録として撮影したものである・・・と通知書の送付がある。相談課と前審査課に上述日時の写真の閲覧と視聴を請求し、その事象完了後、CDによる交付を求める。念を押すが紙面にコピーしたものは不可とする。）
第1414号	文書2	非開示	実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第758号（平成28年10月21日）の第1項(2)市民からの相談に係る事務について、市民から建築基準法に基づく特定地番の・・・現場で写真を撮影します。の写真一式の写し（旭区白根特定番地所在の建築物について、建築基準法に違反する疑いがあるかどうかを調査した際に撮影した写真（紙に印刷したものではない））
第1407号	文書3	非開示	（建建情第230号）横浜市長の弁明書1及び2（2）項関連、紙面に印刷したと弁明された印刷日時
第1408号	文書3	非開示	横浜市長の弁明書（建建情第230号）1及び2（2）項関連、紙

			面に印刷し消去されたとあるが、誰が消去されたのか。・・・印刷日の時刻の開示を求める。
第1408号	文書4	非開示	横浜市長の弁明書（建建情第230号）1及び2（2）項関連. 紙面に印刷し消去されたとあるが、誰が消去されたのか。消去日・・・の時刻の開示を求める。
第1412号	文書5	非開示	（1）横浜市長の弁明書（建建情第230号）1及び2（2）項関連. 紙面に印刷後に消去したとある。建建審第113号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成20年10月22日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』と回答が有る。横浜市長が ③紙面に印刷後、消去したことが条例に適用していると言う根拠文書。 （2）横浜市長の弁明書（建建情第230号）1及び2（2）項関連. 写さないから最初から保有していなかったにもかかわらず、紙面に印刷後写真は消去したとある。 ②紙面に印刷後、消去したことが条例に適用していると言う根拠文書。

別表3 本件審査請求に係る開示請求日、審査請求日、開示等決定日ほか

答申番号 (諮問に係る 文書番号)	開示請求日	審査請求日	諮問の報告 第一部会	諮問の報告 第二部会	諮問の報告 第三部会
	決定	開示等決定日	諮問書及び弁明書 の写し受理日	審査請求人の 意見書受理日	
第1406号 (建建情第230号)	平成28年 4月12日	平成28年 5月2日	平成28年 6月23日 第292回	平成28年 6月24日 第295回	平成28年 6月20日 第197回
	非開示	平成28年 4月28日	平成28年 6月1日	平成28年 7月4日	
第1407号 (建建情第908号)	平成28年 7月4日	平成28年 10月20日	平成28年 12月20日 第298回	平成29年 1月17日 第306回	平成28年 12月22日 第205回
	非開示	平成28年 7月25日	平成28年 11月18日	平成28年 12月19日	
第1408号 (建建情第909号)	平成28年 7月4日	平成28年 10月20日	平成28年 12月20日 第298回	平成29年 1月17日 第306回	平成28年 12月22日 第205回
	非開示	平成28年 7月25日	平成28年 11月18日	平成28年 12月19日	
第1409号及び 第1410号 (建建情第913号) (建建情第914号)	平成28年 7月4日	平成28年 10月24日	平成28年 12月20日 第298回	平成29年 1月17日 第306回	平成28年 12月22日 第205回
	一部開示	平成28年 8月5日	平成28年 11月22日	平成28年 12月26日	
第1411号 (建建情第915号)	平成28年 7月19日	平成28年 10月24日	平成28年 12月20日 第298回	平成29年 1月17日 第306回	平成28年 12月22日 第205回
	一部開示	平成28年 8月5日	平成28年 11月22日	平成28年 12月26日	
第1412号 (建建情第916号)	平成28年 7月19日	平成28年 10月24日	平成28年 12月20日 第298回	平成29年 1月17日 第306回	平成28年 12月22日 第205回
	非開示	平成28年 8月5日	平成28年 11月22日	平成28年 12月26日	

第1413号 (建建情第1129号)	平成28年 10月24日	平成28年 12月 2 日	平成29年 1 月24日 第299回	平成29年 1 月30日 第307回	平成29年 1 月19日 第206回
	一部開示	平成28年 11月11日	平成29年 1 月 6 日	平成29年 2 月 6 日	
第1414号 (建建情第1163号)	平成28年 11月21日	平成28年 12月 9 日	平成29年 2 月28日 第300回	平成29年 2 月24日 第309回	平成29年 2 月16日 第208回
	非開示	平成28年 12月 5 日	平成29年 1 月13日	平成29年 2 月17日	
第1415号 (建建情第1281号)	平成28年 12月 9 日	平成29年 1 月 4 日	平成29年 2 月28日 第300回	平成29年 2 月24日 第309回	平成29年 2 月16日 第208回
	一部開示	平成28年 12月27日	平成29年 2 月 3 日	平成29年 3 月 6 日	
第1416号及び 第1417号 (建建情第1348号)	平成28年 12月28日	平成29年 1 月17日	平成29年 3 月28日 第301回	平成29年 4 月 4 日 第311回	平成29年 3 月16日 第210回
	一部開示	平成29年 1 月13日	平成29年 2 月17日	平成29年 3 月 6 日	
第1418号から 第1422号まで (建建情第1408号)	平成28年 12月 6 日	平成29年 1 月31日	平成29年 3 月28日 第301回	平成29年 4 月 4 日 第311回	平成29年 3 月16日 第210回
	一部開示	平成28年 12月22日	平成29年 3 月 2 日	平成29年 4 月 3 日	
第1423号及び 第1424号 (建建情第1474号)	平成29年 1 月20日	平成29年 2 月17日	平成29年 4 月25日 第302回	平成29年 4 月27日 第313回	平成29年 4 月20日 第212回
	一部開示	平成29年 2 月 7 日	平成29年 3 月16日	平成29年 3 月27日	

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年 4 月 14 日 (第312回第二部会)	・ 審 議
平成29年 4 月 27 日 (第313回第二部会)	・ 審 議
平成29年 5 月 12 日 (第314回第二部会)	・ 審 議
平成29年 6 月 9 日 (第316回第二部会)	・ 審 議
平成29年 6 月 23 日 (第317回第二部会)	・ 審 議

※答申別の弁明書写し及び意見書の受理日等については、別表3のとおり